

川崎市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則（案）

川崎市教育委員会教育長職務代理者規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における教育長の職務を代理する職員については、なお従前の例による。

制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、川崎市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止するため、この規則を制定するものである。

改正

昭和60年3月30日教育委員会規則第3号

平成2年3月30日教育委員会規則第5号

平成9年3月31日教育委員会規則第3号

平成15年3月20日教育委員会規則第6号

川崎市教育委員会教育長職務代理者規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定に基づき、教育長の職務を代理する職員及びその順序は次のとおりとする。

- (1) 総務部長
- (2) 学校教育部長
- (3) 生涯学習部長

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。